

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用 (地方税4) (法人住民税：義、事業税：義)
2	要望の内容		<p>被災事業者が東日本大震災事業者再生支援機構（以下「震災支援機構」という。）が関与する事業再生手続において、金融機関等が債権放棄を行う場合に、債務者に生じる債務免除益と損金を相殺するにあたって、資産の評価損を算入可能とすること（法人税法第33条第4項）、過年度に発生した期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して算入可能とすること（法人税法第59条第2項）が可能となるよう要望する。</p> <p>また、上記措置を適用するためには、通常、2以上の金融機関による債権放棄を要するが、震災支援機構単独での債権放棄の場合についても、企業再生税制と同等の措置の適用を受けられるよう要望する（法人税法施行令第24条の2第1項第5号）</p> <p>当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。</p> <p>(地方税法第24条第1項第3号、第72条の2第1項第1号、第294条第1項第3号)</p>
3	担当部局		復興庁支援機構班
4	評価実施時期		平成24年7月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		<p>平成24年度からの継続要望である。</p> <p>平成24年度は、債務免除益と損金の相殺に当たって、期限切れ欠損金の損金算入が認められている。</p>
6	適用又は延長期間		<p>震災支援機構による支援が行われる期間</p> <p>（震災支援機構による支援決定は、震災支援機構の成立の日（平成24年2月22日）から5年以内（1年延長可）になされる。支援期間は、支援決定の日から15年以内。）</p>
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等が有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することを通じ、被災地域における経済活動の維持を図り被災地域の復興に資する。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）</p>
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	現在政策体系を策定中。

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 震災支援機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業者の事業再生支援を通じて、被災地域の復興に資すること。</p>
8	有効性等	① 適用数等	震災支援機構が債権を買い取った被災事業者の大半を見込んでいる。

- ② 減収額
- ※減収額は、事業者の資産の評価損益額、青色欠損金額、期限切れ欠損金額に依存するが、これらの金額は個別企業ごとに全く異なるもので、事前に金額を推計することは不可能であり、算定が困難。
- ③ 効果・達成目標の実現状況
- 《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 24 年 3 月～7 月)
資産の評価損を算入可能とすること、過年度に発生した期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して算入可能とすることによって、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等が有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することとなる。
- 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 24 年 3 月～8 月)
資産の評価損を算入可能とすること、過年度に発生した期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して算入可能とすることによって、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等が有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することとなる。
- 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》
債務免除益と損金の相殺に当たって、期限切れ欠損金の損金算入が認められているが、青色欠損金に優先されないため、青色欠損金がない、又は債務免除益に比して青色欠損金の額が小さい事業者にしか適用されず効果は限定的であると見込まれる。
- 《税収減を是認するような効果の有無》
震災支援機構が債権放棄を行うに当たり、被災事業者に発生する債務免除益への課税が被災事業者の負担となるため、評価損の損金計上や期限切れ欠損金の優先適用を認めることにより、迅速かつ確実な再生を促進することができる。

9	相当性	① 税制特別措置等によるべき妥当性等	震災支援機構が債権放棄を行うに当たり、被災事業者に発生する債務免除益への課税が被災事業者の負担となるため、評価損の損金計上や期限切れ欠損金の優先適用を認めることにより、迅速かつ確実な再生を促進することは、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	震災の影響により、事業性はあるが過剰債務で苦しんでいる事業者に対し、当該措置を適用することで、債務の負担が軽減され、事業再生が促進されるため、地域の雇用の確保や地域の活性化、更には被災地域の復興につながるものである。
10	有識者の見解		事業再生研究機構 稅務問題委員会「事業再生に関する税制改正要望」6において、「東日本大震災事業者再生支援機構・産業復興機構による買取りが行われた債権について債務免除等を受けた場合において、法人税法第33条第2項（評価損税制、または損金経理方式）の適用を可能とする措置を要望する。」との記載がある。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—